

上越市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等に関し、法、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 低炭素建築物新築等計画 法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。
- (2) 認定 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定及び法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定をいう。
- (3) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。
- (4) 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。
- (5) 構造計算適合性判定 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定をいう。
- (6) 構造計算適合判定通知書 建築基準法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書をいう。

（登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関による適合証の交付）

第3条 認定を受けようとする人又は団体は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関から法第54条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合することを証する書類（以下「適合証」という。）の交付を受けるものとする。ただし、これにより難しい場合は、この限りでない。

（所管行政庁が必要と認める図書）

第4条 省令第41条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。

- (1) 適合証の交付を受けている場合にあっては、適合証の写し及び登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関による技術的審査に要した図書
- (2) 法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行う場合で、認定の申請に係る建築物が構造計算適合性判定を要するものであるときにあっては、構造計算適合判定通知書の写し
(申請の取下げ)

第5条 認定を申請した人又は団体は、申請を取り下げようとするときは、認定申請取下届（第1号様式）により、市長に届け出なければならない。

(認定しない旨の通知)

第6条 市長は、低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる認定基準に適合しないと認めるときは、認定しない旨の通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(低炭素建築物新築等を取りやめる旨の届出)

第7条 認定を受けた人又は団体（以下「認定計画実施者」という。）は、認定に係る建築物の新築等を取りやめるときは、低炭素建築物新築等取りやめ届（第3号様式）により、市長に届け出なければならない。

(軽微な変更に関する証明書の交付)

第8条 認定建築主（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項に規定する認定建築主をいう。以下同じ。）は、省令第46条の2に規定する計画の変更が省令第44条の軽微な変更該当していることを証する書面（以下「軽微変更該当証明書」という。）の交付を求めようとするときは、軽微変更該当証明申請書（第4号様式）の正本及び副本に、それぞれ省令第41条第1項に規定する図書のうち当該変更に係る図書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、省令第44条の軽微な変更該当すると認めたときは、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の規定による軽微変更該当証明書（第5号様式）に前項に規定する軽微変更該当証明申請書の副本及びその添付図書を添えて、同項の申請をした認定建築主に交付するものとする。

(低炭素建築物の新築等に関する工事の完了の報告)

第9条 認定計画実施者は、認定低炭素建築物の新築等に関する工事が完了したときは、速やかに低炭素建築物新築等完了報告書（第6号様式）に認定低炭素建築物新築等計画に従って新築等に関する工事が行われた旨を確認することができる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(改善命令書)

第10条 法第57条の規定による命令は、改善命令書（第7号様式）により行うものとする。

(認定の取消通知)

第11条 法第58条の規定により認定（法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に限る。）を取り消したときは、認定取消通知書（第8号様式）により通知するものとする。

(認定計画実施者の変更の届出)

第12条 認定計画実施者は、当該認定計画実施者が変更になった場合は、速やかに低炭素建築物新築等認定計画実施者変更届（第9号様式）により、市長に届け出なければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年1月21日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成27年6月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の上越市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある低炭素建築物新築等計画の認定について適用し、同日前に申請のあった低炭素建築物新築等計画の認定については、なお従前の例による。

3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年6月22日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第4号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第4号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

第1号様式（第5条関係）

認定申請取下届

年 月 日

（宛先）上越市長

住 所 （ 所 在 地 ）

団 体 名

氏名（代表者氏名）

電 話 番 号

次のとおり、低炭素建築物新築等計画の認定の申請を取り下げたいので届け出ます。

低炭素建築物新築等計画の認定 申請に係る受付番号及び申請年 月日	第 号 ・ 年 月 日
都市の低炭素化の促進に関する 法律第54条第2項に基づく申 出の有無	☐ 有 ☐ 無
認 定 に 係 る 建 築 物 の 位 置	上越市
取 下 げ の 理 由	

備考 それぞれの欄内に記入しきれないときは、別紙に記入して添付してください。

第2号様式（第6条関係）

認定しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付けで申請のあった低炭素建築物新築等計画について、認定しないこととしたので通知します。

受 付 番 号	第 号
認 定 に 係 る 建 築 物 の 位 置	上越市
認 定 し な い 理 由	

（付記）

- (1) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）
- (2) また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記(1)の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第3号様式（第7条関係）

低炭素建築物新築等取りやめ届

年 月 日

（宛先）上越市長

住 所 （ 所 在 地 ）

団 体 名

氏名（代表者氏名）

電 話 番 号

次のとおり、低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等を取りやめたいので届け出ます。

低炭素建築物新築等計画の認定 番号及び認定年月日	第 号 ・ 年 月 日
都市の低炭素化の促進に関する 法律第54条第2項に基づく申 出の有無	☐ 有 ☐ 無
認 定 に 係 る 建 築 物 の 位 置	上越市

備考

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号及び認定年月日の欄には、直前に交付された認定
通知書又は変更認定通知書に記載されている認定番号及び認定年月日を記載してくださ
い。
- 2 それぞれの欄内に記入しきれないときは、別紙に記入して添付してください。

第4号様式（第8条関係）

（第1面）
軽微変更該当証明申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

申請者 住所（法人にあつては、所在地）
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の規定により、低炭素建築物新築等計画の認定の変更が同令第44条の軽微な変更に該当することを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【計画を変更する建築物の直前の低炭素建築物新築等計画の認定】

- 1 認定番号 第 号
2 認定通知年月日 年 月 日

備考

- 1 申請は、認定棟単位で行ってください。
- 2 第2面から第6面までとして都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則別記様式第5の第2面から第6面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

第 5 号様式（第 8 条関係）

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第 4 6 条の 2 の規定による
軽微変更該当証明書

第 年 月 日

申請者 様 上越市長 印

年 月 日付けで申請のあった下記の低炭素建築物新築等計画の変更について、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第 4 4 条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

申請年月日	年 月 日
建築物の位置	
建築物又はその部分の概要	

第6号様式（第9条関係）

低炭素建築物新築等完了報告書

年 月 日

（宛先）上越市長

住 所 （ 所 在 地 ）

団 体 名

氏名（代表者氏名）

電 話 番 号

次のとおり、認定を受けた低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等が完了したので報告します。

低炭素建築物新築等計画の認定番号及び認定年月日	第 号 ・ 年 月 日
認 定 に 係 る 建 築 物 の 位 置	上越市
認定を受けた低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等が完了したことを確認した建築士等	（ ）建築士（ ）登録第 号 住所 氏名 （ ）建築士事務所（ ）知事登録第 号 名称 所在地
工 事 中 の 軽 微 な 変 更	

添付書類

認定低炭素建築物新築等計画に従って新築等に関する工事が行われた旨を確認することができる書類 ※工事監理報告書、検査済証 等

備考

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号及び認定年月日の欄には、直前に交付された認定通知書又は変更認定通知書に記載されている認定番号及び認定年月日を記載してください。
- 2 それぞれの欄内に記入しきれないときは、別紙に記入して添付してください。

第7号様式（第10条関係）

改善命令書

第 号

年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付けで認定した低炭素建築物新築等計画に係る建築物について、都市の低炭素化の促進に関する法律第57条の規定により、改善を命じます。

低炭素建築物新築等計画の認定 番号及び認定年月日	第 号 ・ 年 月 日
認 定 に 係 る 建 築 物 の 位 置	上越市
改 善 命 令 の 内 容	
履 行 期 限	年 月 日

備考 履行期限までに改善措置が講じられない場合は、低炭素建築物新築等計画の認定が取り消されることがあります。

（付記）

- (1) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）
- (2) また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）処分取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記(1)の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分取消しの訴えを提起することができます。

第8号様式（第11条関係）

認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

上越市長 印

都市の低炭素化の促進に関する法律第58条の規定により、低炭素建築物新築等計画の認定を取り消したので通知します。

低炭素建築物新築等計画の認定番号及び認定年月日	第 号 ・ 年 月 日
認定に係る建築物の位置	上越市
取消しの理由	

（付記）

- (1) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）
- (2) また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記(1)の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第9号様式（第12条関係）

低炭素建築物新築等認定計画実施者変更届

年 月 日

（宛先）上越市長

住 所 （ 所 在 地 ）

団 体 名

氏名（代表者氏名）

電 話 番 号

次のとおり、低炭素建築物新築等認定計画実施者を変更したので届け出ます。

低炭素建築物新築等計画の認定 番号及び認定年月日	第 号 ・ 年 月 日
都市の低炭素化の促進に関する 法律第54条第2項に基づく申 出の有無	☐ 有 ☐ 無
認 定 に 係 る 建 築 物 の 位 置	上越市
変更後の認定計画実施者の住所 変更後の認定計画実施者の氏名	住所（所在地） 団体名 氏名（代表者氏名）
変更前の認定計画実施者の住所 変更前の認定計画実施者の氏名	住所（所在地） 団体名 氏名（代表者氏名）

備考

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号及び認定年月日の欄には、直前に交付された認定
通知書又は変更認定通知書に記載されている認定番号及び認定年月日を記載してくださ
い。
- 2 それぞれの欄内に記入しきれないときは、別紙に記入して添付してください。